

高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言(概要)

1. 検討事項

法定速度が現行80km/hとされている大型トラックを中心として、高速道路における最高速度の在り方を検討。

2. 調査結果概要

【高速自動車国道における交通事故データ分析結果・交通実態調査結果】

- ① 交通事故件数は、この20年間で大型トラックが50%超の減（全車種と同程度）、トレーラが約30%減。
- ② 実勢速度は、大型トラックが87km/h、大型トレーラが84km/h（大型トラック約3,000台 大型トレーラ約900台）。

【安全装置の普及状況データ分析結果等】

- ③ 90km/hを上限とする速度抑制装置が装着されているほか、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置の性能が向上し、普及も進む。
- ④ 欧州における速度抑制装置の上限設定速度は90km/h（諸外国の制度調査）。

【関係者に対するヒアリング結果】

<製造事業者に対するヒアリング結果>

- ⑤ 現在の大型トラックは90km/hを前提に設計され、90km/hまでは車両の安全性能を保証できる。一方で、90km/hよりも高い速度に対応した車両は、既存車の改良では不可能であり、新たに開発する必要がある。
- ⑥ 現在のトレーラは、80km/hよりも高い速度で走行した場合の被牽引部の安全性能は確認していない。

<運送事業者に対するヒアリング結果>

- ⑦ 最高速度の上げは、目的地までの到着時間の短縮による輸送品質の向上、労働生産性の向上等のメリットがある。90km/hでも100km/hでも、最高速度の上げによる一定の効果はある。
- ⑧ 最高速度の上げよりも、荷待ち時間の短縮等、物流負荷の軽減が図られることが必要。

3. 結論

- 大型トラックについては、現行の速度抑制装置を存置した上で、法定速度を90km/hに引き上げたとしても、交通の安全に大きな影響をもたらすとは考えられない。一方で、これより高い速度への上げは、車両の安全性能が担保されていないこと等を踏まえれば、現時点では不適切。今回の上げの影響を見極めた上で、更なる社会的要請があり、新たな車両開発等の状況変化が生じた際には、将来的に上げを検討する可能性は排除されない。なお、現在の規制速度80km/hの路線について法定速度とすることの可否も要検討。
- トレーラについては、車両構造上の特性や交通事故件数等を踏まえれば、現時点では、最高速度の上げの結論には至らず。今後の技術の進展等を踏まえ、将来的に引き上げる可能性も念頭に、交通事故発生状況の分析等を行うことは一定の意義がある。
- 速度の見直しと併せて、道路交通の整序化のための方策（キープレフト等の周知徹底、交通違反取締り）、適切な運行管理のための方策（ドライバーへの過度なプレッシャーの抑制等）、車両の安全性能の更なる向上のための方策（安全装置の普及促進）がなされるべき。